

国際公共政策研究センター
主任研究員 石野 務

EUによるロシア経済制裁の強化

2014年7月31日、EU（欧州連合）は、武器取引の禁止、金融取引の制限、石油分野の技術提供の制限などのロシアに対する追加制裁を公表した¹。

EUは、2014年3月にロシアに対する最初の制裁を行ったが、その内容は一部政府高官へのビザの発行制限や渡欧禁止に留まり、本格的な経済制裁には至らなかった。

今回、追加的な経済制裁を行う理由については、「親ロシア勢力に対してロシアはその影響力を発揮してウクライナ情勢の解決にあたるべきだとした2014年6月27日のEU委員会決議や、2014年7月17日のマレーシア航空機撃墜後に事故現場への立ち入りを妨害している親ロシア勢力に対してロシアは働きかけを行うべきであるとした2014年7月22日のEU委員会決議に対して、ロシアが適切な対応を行っていないため。」と説明されている。マレーシア航空機撃墜においてオランダをはじめ EC 諸国の国民に犠牲者が出たことによる、EC 諸国内の対ロシア感情の悪化もその背景にあると思われる。

欧州復興開発銀行（EBRD）がすでに2014年7月22日にロシア向けの新規プロジェクトに対する融資を一時凍結することを公表²していたが、今回、より本格的な経済制裁が行われることとなった。

エネルギー産業を中心としたロシアの国内産業の育成のためには海外の資金や先進技術の導入が不可欠であり、今後、ロシア経済に対して実質的な影響が及ぶものと考えられる。

1. EUによる追加的ロシア経済制裁の内容

今回の主要な追加的経済制裁は以下の4点である。

- (1) 金融取引の制限
- (2) 新規の軍事・民生両用製品や技術の輸出の制限
- (3) 石油分野の技術供与の制限
- (4) 軍事製品や軍事・民生両用製品に対する技術援助や資金援助の制限

(1) 金融取引の制限

2014年8月1日以降、Sberbank、VTBbank、Gazprombank、Vnesheconombank（対外経済活動発展銀行）、Rosselkhozbank の5行、またはこれら金融機関が50%以上の株式

¹ Council Regulation (EU) No 833/2014 of July 2014

² EBRD のロシア向け投資案件数は790件、累積投資額は240億ユーロ（約3兆3千億円）に及ぶ。

を保有する機関が発行する、期間 90 日以上の債券や金融市場商品の売買を禁じる。

(2) 新規の軍事・民生両用製品や技術の輸出の制限

ロシア軍やロシア軍のエンドユーザーに対する軍事・民生両用製品や技術の輸出を禁じる。(ただし、既に契約済みのフランスからのミストラル級強襲揚陸船 2 隻の売却は含まれない)

(3) 石油分野の技術供与の制限

深海石油の探索や生産、北極海の石油の探索や生産、ロシアのシェール石油の探索や生産に係る装置や技術の輸出を禁じる。(天然ガスに関する技術は除外された)

(4) 軍事製品や軍事・民生両用製品に対する技術援助や資金援助の制限

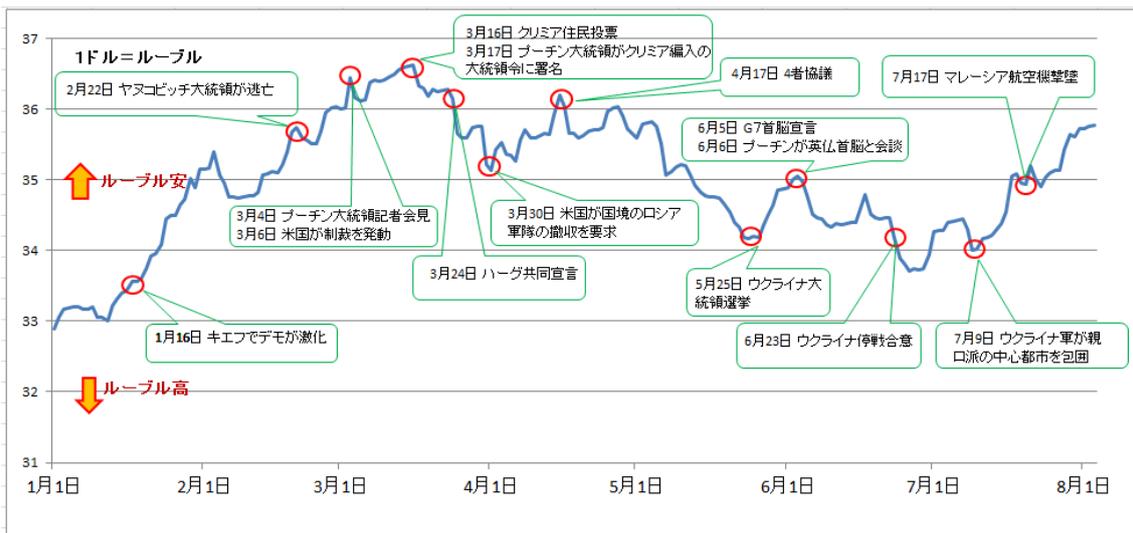
ロシア軍やロシア軍のエンドユーザーに対する、軍事製品や軍事・民生両用製品に対する技術援助や資金援助を禁じる。

2. EU による追加的ロシア経済制裁の影響

(1) 為替への影響

2014 年 6 月 23 日のウクライナ停戦合意によりいったん安定しかけたが、2014 年 7 月 9 日にウクライナ軍が親ロシア派の中心都市を包囲し緊張関係が高まるにつれてルーブル安に転じた。2014 年 7 月 17 日のマレーシア航空機撃墜以降ルーブル安が加速したが、今回の EU による追加的経済制裁により更に進行するものと考えられる。

図表 1：ルーブル対ドル相場推移



■ Exchange rate UK 社のデータを基に CIPPS で作成

(2) 民間資金の流出

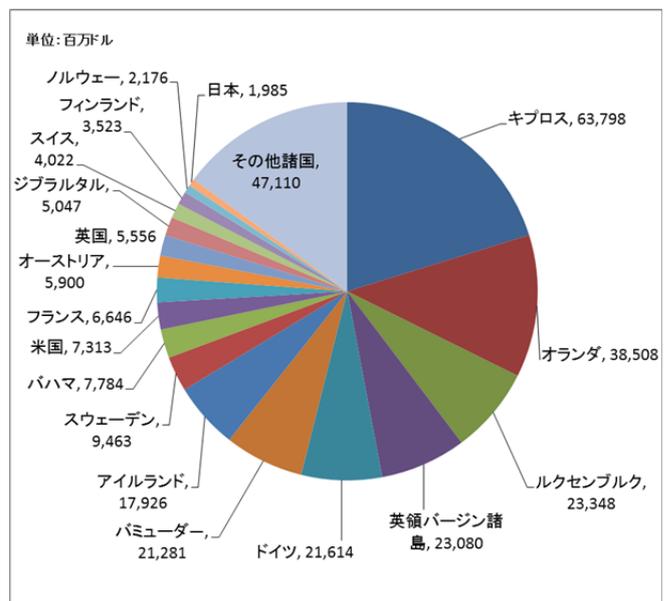
ロシアは、エネルギー産業に偏重している産業構造を多様性のある近代的なものに改めることを国家戦略として、海外の技術や資本を幅広く受け入れるために産業界の投資環境の改善に注力してきた。

図表 2 や図表 3 に示されるように、対内直接投資については、オランダやルクセンブルク、ドイツなどの欧州諸国からの資金が、また、対内証券投資についても、ドイツやオランダ、フランスなどの欧州諸国からの資金がその過半を占めている。今回の軍事産業、石油産業、金融機関というロシアの主要産業に対する経済制裁が、ロシア経済に対する海外からの投資に与える影響は大きいものと考えられる。

一方、オランダ、ルクセンブルク、ドイツなどロシアに対して積極的に投資を行って来た欧州諸国の民間企業も、今後のロシア戦略の見直しを迫られる状況となった。

図表 2：ロシアへの国・地域別対内直接投資（2007 年～2012 年累計）（単位：百万ドル）

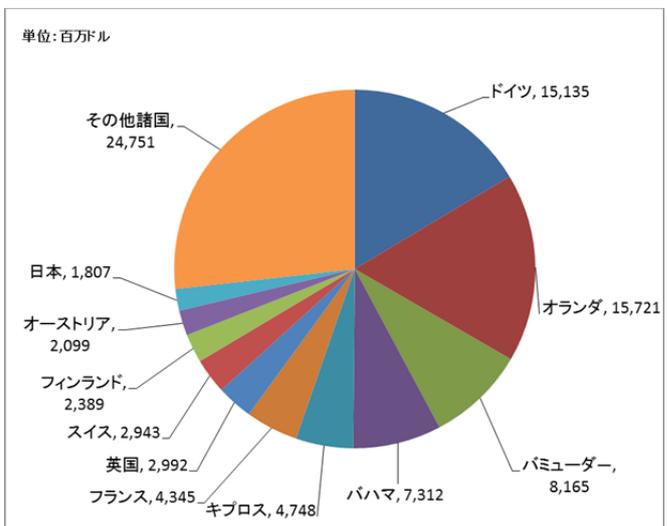
国名	累積投資額	割合
キプロス	63,798	20.2%
オランダ	38,508	12.2%
ルクセンブルク	23,348	7.4%
英領バージン諸島	23,080	7.3%
ドイツ	21,614	6.8%
バミューダー	21,281	6.7%
アイルランド	17,926	5.7%
スウェーデン	9,463	3.0%
バハマ	7,784	2.5%
米国	7,313	2.3%
フランス	6,646	2.1%
オーストリア	5,900	1.9%
英国	5,556	1.8%
ジブラルタル	5,047	1.6%
スイス	4,022	1.3%
フィンランド	3,523	1.1%
ノルウェー	2,176	0.7%
日本	1,985	0.6%
その他諸国	47,110	14.9%
合計	316,080	100.0%



■ロシア連邦中央銀行のデータを基に CIPPS で作成

図表 3：ロシアへの国・地域別対内証券投資（2007 年～2012 年累計）（単位：百万ドル）

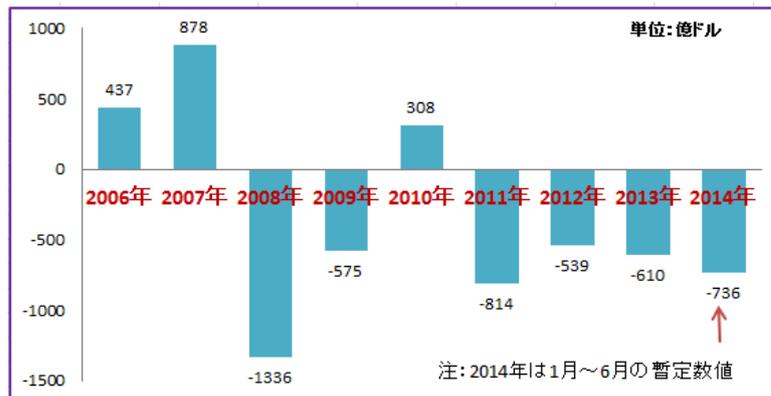
国名	累積投資額	割合
ドイツ	15,135	16.4%
オランダ	15,721	17.0%
バミューダー	8,165	8.8%
バハマ	7,312	7.9%
キプロス	4,748	5.1%
フランス	4,345	4.7%
英国	2,992	3.2%
スイス	2,943	3.2%
フィンランド	2,389	2.6%
オーストリア	2,099	2.3%
日本	1,807	2.0%
その他諸国	24,751	26.8%
合計	92,407	100.0%



■ロシア連邦中央銀行のデータを基に CIPPS で作成

ロシア中央銀行のデータに拠れば、2014年の1月～6月の半年（暫定ベース）で、すでに昨年1年分以上の民間資金（736億ドル、約7兆6千万円：@1ドル=103円）が流出している。今回のEUの追加的経済制裁によりロシアからの民間資金流出が一層加速するものと考えられる。

図表4：ロシアからの民間資金流出状況



■ロシア連邦中央銀行のデータを基にCIPPSで作成

(3) ロシアの石油産業に与える影響

“2030年までのロシアのエネルギー戦略”³に拠れば、ロシアの初期の石油鉱床の埋蔵量はすでに50%以上が消費されている。ヨーロッパロシア地域ではこの数字は65%に上り、特にウラルやボルガ地域では70%を超えているため、今後のロシアの石油産出量維持のために、北極海などの大陸棚や東シベリアや極東における新たな石油鉱床の開発が必要とされている。

ただし、ロシアの石油探索・生産の技術は、東シベリアや極東の厳しい自然・気候環境下での石油探査・生産や、海底大陸棚の石油探査・生産には不十分であり、豊富な経験や先進技術を有する欧州の石油会社等による技術援助が不可欠とされる。また、ロシアの産業界は、80～85%に上る燃料・エネルギー複合体からの装置や器具に対する需要に対応しているが、石油精製産業に対する製品や触媒の供給は特に複雑であり、この面におけるロシア製品のシェアは30～40%に過ぎない⁴。

今回の追加的経済制裁は、深海石油の探索や生産、北極海の石油の探索や生産、ロシアのシェール石油の探索や生産に係る装置や技術の輸出を禁じており、これらの地域における新たな石油鉱床の探索や生産プロジェクト実施に支障が出ることが予想される。

石油産業はロシアの主要産業であり、石油の輸出は現在ロシアの輸出の半分近くを占めている。新規の石油プロジェクト開発の遅れは、将来的にロシアの石油生産の減少をもたらし、ロシア経済全体にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

³ “Energy Strategy of Russia For The Period Up To 2030” by Institute of Energy Strategy：ロシア政府のエネルギー政策を示すもの。

⁴ 参照：“2030年までのロシアのエネルギー戦略”

3. 米国や我が国の対応状況

(1) 米国の対応

米国が 2014 年 3 月に行った制裁は、一部当局者に対する資産凍結やビザの発行制限、米国への渡航禁止であった。

米国はさらに 2014 年 7 月 16 日、ロスネフチや VEB（対外経済活動発展銀行）、独立系天然ガス生産・販売会社「ノバテク」、国営ガス会社ガスプロム傘下の「ガスプロムバンク」を制裁対象企業に指定し、米国市場での金融機関からの中長期的（3 ヶ月以上）に資金調達を制限した。

2014 年 7 月 29 日、オバマ大統領はホワイトハウスで緊急記者会見を行い、金融やエネルギー、軍事などロシアの主要産業で制裁企業の対象範囲を拡げることを発表した。

(2) 我が国の対応

我が国は 2014 年 3 月 18 日、ロシアとのビザ緩和協議を停止した、さらに、2014 年 4 月 29 日にロシア政府関係者 23 人に対するビザ発給を停止した。

2014 年 7 月 28 日、菅官房長官が、クリミア併合やウクライナ東部の不安定化に関わっている個人・団体の日本国内の資産凍結や、クリミア製品の輸入制限、欧州復興開発銀行を通じた新規融資承認の見合わせ要請を含む追加制裁を公表した。

4. 所見

マレーシア航空機撃墜を機に EU 諸国とロシアの間の緊張関係が高まり、EU によるロシアに対する本格的な経済制裁の実施に到った。

制裁の中でも特に石油分野の技術供与制限は、ロシアの根幹産業である石油産業の発展に不可欠な北極海大陸棚や東シベリア、極東地域の新規油田開発事業に大きな影響を与えるものと考えられる。また、ロシア経済の将来に不安を感じる海外投資家による資金の流出は、ルーブルの下落やロシア国内金利や物価上昇を招くものであり、今回の EU による追加経済制裁は、ロシア経済に対して実質的な影響を与え得る。

ロシアが本措置に対して怯まずに EU 諸国に対して何らかの対抗措置をとるのか、あるいはこれを機にウクライナの親ロシア派に対する対応を改め EU 諸国との関係改善に努めるのか、今後のロシアの動向が注目される。